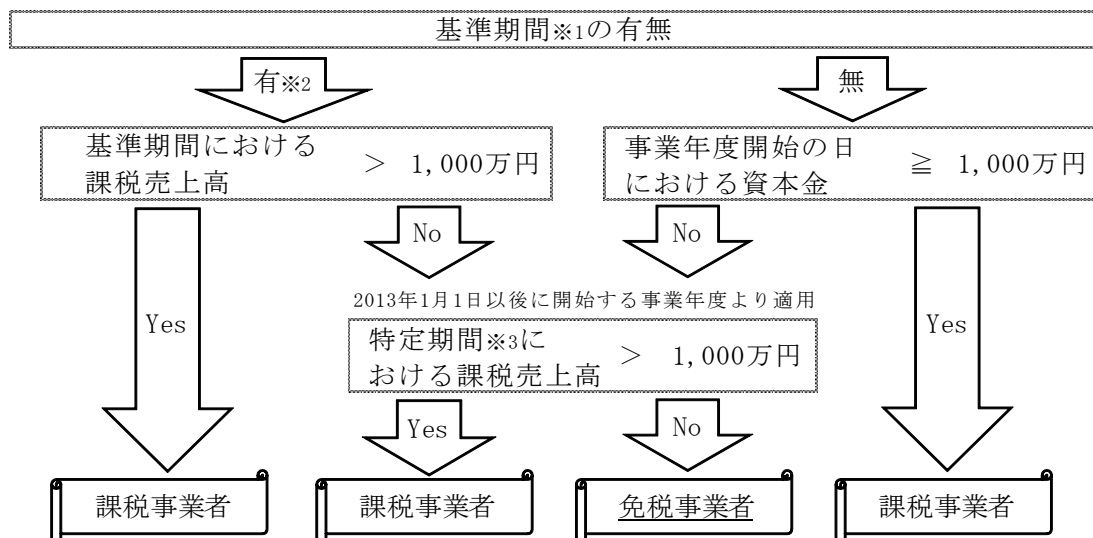


経理部門の基本有用情報 今月の経理情報

今回のテーマ： 新設法人と消費税

新設法人に係る消費税の納税義務の免除制度および法人設立時に検討すべき事項はつぎのとおりです。

1. 新設法人の消費税の納税義務の有無の判定



※1 基準期間：課税期間の前々事業年度

※2 新設合併や分割等により新たに設立された法人が該当します。

※3 特定期間：原則として課税期間の前事業年度開始の日から6カ月間

2. 消費税について法人設立時に検討すべき事項

検討事項	内容
課税事業者の選択	免税事業者に該当する新設法人の設立事業年度等において、多額の設備投資や輸出取引が多いことにより、消費税の還付が見込まれる場合には、課税事業者を選択することにより消費税の還付を受けることができます。
簡易課税制度の選択	中小企業の事務負担を配慮して、基準期間における課税売上高が5,000万円以下である課税期間について、預り消費税にみなし仕入率を乗じて仕入控除税額を算出する簡易な方法により消費税額の計算を行うことを選択することができます。
課税期間の短縮	消費税の還付が見込まれ、短期間で消費税の還付を受けたい場合には、最短1月ごとの期間に課税期間を短縮することを選択することができます。

上記規定の適用を受ける場合には、設立した日の属する課税期間末日（設立事業年度以外の事業年度については、適用を受けようとする課税期間の前課税期間の末日）までに、それぞれ選択届出書を所轄税務署に提出する必要があります。

お見逃しなく！

- (1) 2014年4月1日以降設立された法人のうち、当該新設法人の基準期間に相当する期間における課税売上高が5億円を超える法人の子会社は、基準期間のない事業年度に含まれる各課税期間については、課税事業者となります。
- (2) 上記2.の各規程は、選択後2年間継続して適用しなければなりません。